

## 臨時福祉給付金(経済対策分) 申請受付を開始します(4/10から)

平成26年4月に実施した消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

この臨時福祉給付金は、基準日(平成28年1月1日)時点で下野市に住民登録された方(外国人を含む)で、住民税(市県民税)非課税者および、平成28年度臨時福祉給付金の対象者です。

ただし、課税者の扶養親族になっている場合や生活保護受給者である場合は対象となりません。

基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

### ■支給対象者■

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方

\*「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者」とは、平成28年分の住民税が課税されていない方です。平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。

ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは対象となりません。

\*対象となる可能性がある方には、申請書が送付されます。

### ■支給額■

対象者1人につき1万5千円(支給は1回)

### ■申請方法■

「対象となる可能性がある方」には、4月初旬に「申請書」を送付しますので、申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、返信用封筒にて返送してください。

### ■受付期間■

4月10日(月)～8月10日(木)

### ■支給決定■

審査終了後、決定通知書を送付し、順次支給します。

### ■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899



給付金を装った不審な電話・メールが発生しています。  
"振り込め詐欺"や"個人情報・マイナンバーの詐取"にご注意ください。  
(※) 給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。

市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便、メールがあった場合にはお住まいの市町村や警察署(警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。